

自然災害により被災された学生に対する学費等減免制度について

掲載：2024年1月10日

本学では、災害救助法適用地域に居住する学生及び家計支持者の方が被災により重大な被害を受けられた場合の学費等減免制度を下記のとおり設けております。

制度の適用を希望される方は、所属するキャンパスの学生支援課(学生・キャリア支援課)までお申し出くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

学生本人、又は主たる家計支持者が、災害救助法適用地域に居住し、原則として公的機関が発行する「罹災証明書」の提出が可能の方で、以下のいずれかに該当する方。

- (1) 主たる家計支持者が死亡又は高度障害を負った場合
- (2) 本人又は同一生計を営む家族の居住する家屋が倒壊、焼失又は床上浸水し、その半分以上が使用不能となった場合
- (3) 主たる家計支持者が自営業又は農業に従事し、工場、店舗、田畑、作物等に甚大な被害があった場合
- (4) その他上記に相当する被害があると大学が認めた場合

2. 支援内容

学費等(入学金(新入生に限る)、授業料、教育充実費等)の全額又は一部を減免します。

3. 災害救助法適用地域

[内閣府ホームページ](#)にてご確認ください。

4. お問い合わせ先

[窓口案内 | TUS LIFE | 東京理科大学](#)より所属するキャンパスの学生支援課、学生・キャリア支援課等へお申し出ください。

以 上